

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「十平方メートル」の下に「（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するとき、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「五平方メートル」の下に「（当該市街地に市民緑地が存するとき、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第一条の五第六項中「第四条第一項ただし書」の下に「及び令第六条第六項に規定する場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 令第六条第六項に規定する場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、令第六条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第一条の五の次に次の一条を加える。

（公園施設に関する制限）

第一条の六 令第八条第一項に規定する条例で定める割合は、百分の五十とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。